

旧三芳町清掃工場等の利活用に係る対話型市場調査
実施要領

平成28年12月

三芳町清掃工場等跡地利用検討委員会

1. 調査の概要

(1)「旧三芳町清掃工場等の利活用に係る対話型市場調査」

(2)調査を実施する背景・趣旨

三芳町では、ふじみ野市とともに新たに整備した「ふじみ野市・三芳町環境センター」が平成28年10月に稼働を始めたことに伴い、老朽化した清掃工場等を廃止しました。

そこで、清掃工場等として役割を終えた町有施設について、どのような利活用の用途があるのか、また売却・賃借を視野にいたした場合の市場性の有無を検討していくため、対話型市場調査を実施することになりました。

民間事業者皆様から広く意見・提案を求めたいと考えております。

(3)対話型市場調査の効果について

対話型市場調査とは、公募による利活用提案の募集に先立ち、民間事業者から事前に広く意見、提案を求めるもので、検討の早い段階での民間事業者との対話を通じ、利活用の方向性、市場性の有無、市場性を出すためのアイデアを得ることにより、幅広い検討を可能とするほか、行政課題等を提示して対話することにより、民間事業者のノウハウを生かした解決策の検討が可能になる等の効果が期待できます。

2. 三芳町が利活用を検討している旧三芳町清掃工場等の概要

(1) 土地

所在地：三芳町大字上富 1598-3 ほか全 12 筆

※詳細は別紙「土地一覧」を参照

敷地面積：19,466.84 m²

※最終処分場・太陽の家（参考）を含む

区域区分：市街化調整区域

用途地域：無指定（建ぺい率 60%、容積率 100%）

その他：土壌汚染の有無は未確認

(2) 建築物

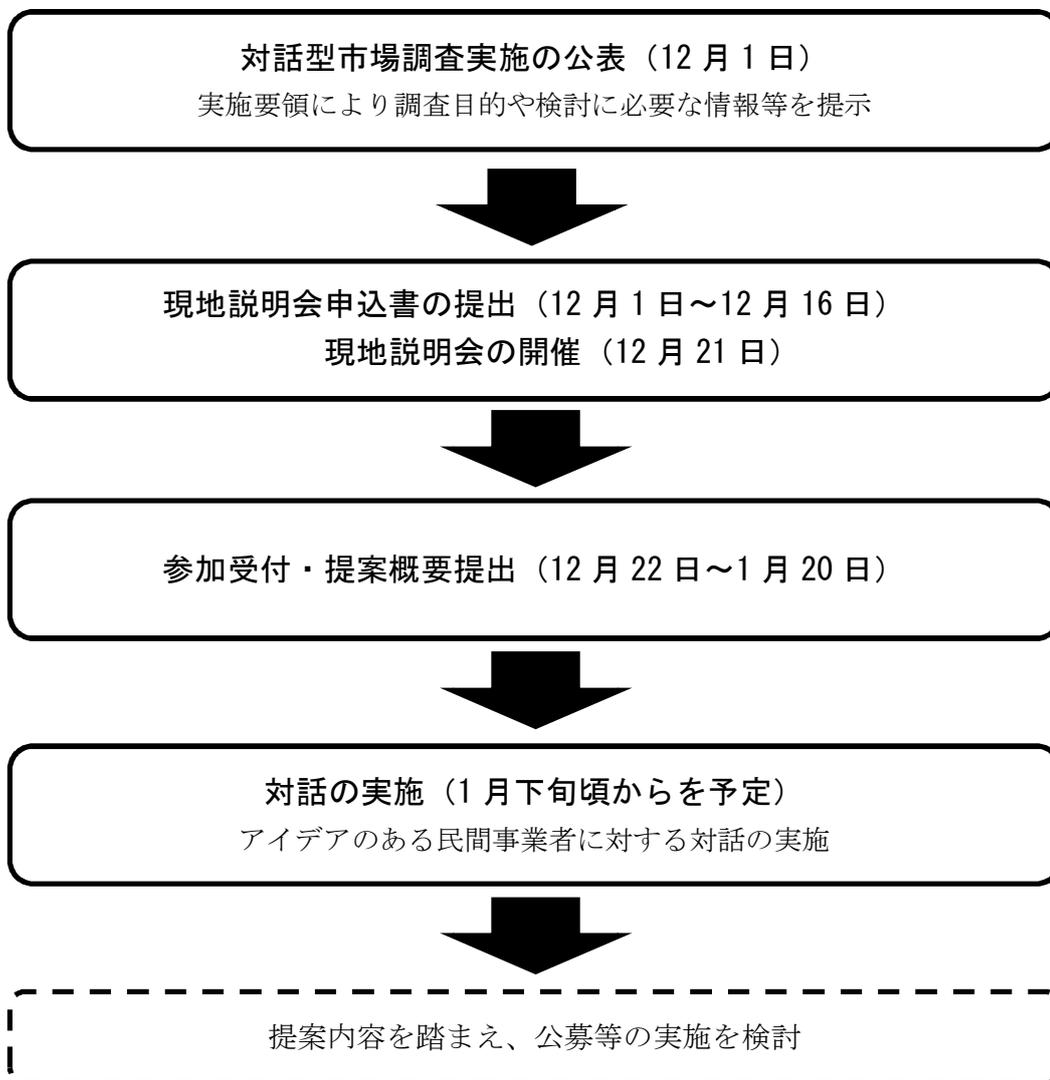
全 11 棟 ※詳細は別紙「建築物一覧」を参照

※「太陽の家」（参考）を含む

3. 提案の条件等

- (1) 前記の各施設等の利活用方法について、民間事業者のノウハウ、創意工夫を生かした幅広いアイデアをご提案ください。なお、提案は施設全てでも、いずれか1施設等のみについてでも結構です。
- (2) 現在、土壌汚染調査は行っていないため、土壌汚染の有無は未確認です。
- (3) 旧施設は売却又は貸付いずれも可とします。ただし基本条件として土壌汚染はあるものとし、対策費用については、事業者の負担とします。
- (4) 既存施設は使用または撤去いずれも可とします。既存施設を撤去する費用は、事業者の負担とします。また、ふれあいセンターは現在の耐震基準を満たしていないため、既存施設を使用する場合の必要な耐震対策費用は、事業者の負担とします。
- (5) 敷地内に隣接している「太陽の家」については、現時点及び今後も稼働するものとします。ただし、提案上これらの敷地及び建物を含める必要がある場合は、一体化した提案ができるものとします。
- (6) 最終処分場については、現在稼働中ですが、廃止するか存続するかを含め、活用に関する提案を受け付けるものとします。なお、廃止とした場合は、2年以上の水質に関するモニタリング等が必要となる場合があります。
- (7) 三芳町の収入がマイナスとしない内容での提案としてください。
- (8) 提案いただくアイデアを実現するための条件（規制緩和等）についてもお聞かせください。

4. 調査の進め方



5. 現地説明会および対話の実施について

(1) 現地説明会および対話の対象者

現地説明会および対話の対象者は、利活用の実施可能性を検討する意向を有する法人又は法人のグループとします。

ただし、次のいずれかに該当する場合は、対象者として認めないこととします。

ア 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条から第4号まで及び第6号に該当する者

イ 無差別大量殺人行為を行った団体の規制に関する法律（平成11年法律第147号）第5条第1項による観察処分を受ける団体および関係者

(2) 対話型市場調査の流れ

① 現地説明会の開催

- ・本説明会への参加が、対話参加の必須条件となります。
- ・実施要領をダウンロードし、持参してください。
- ・現地説明会は現地での集合とします。

《日時》 平成28年12月21日（水）午前10時から

《集合場所》 旧三芳町清掃工場

※場所については、別添地図を参照

② 現地説明会の参加受付

- ・現地説明会への参加は1グループ3名以内で事前申込制とします。参加を希望する場合は、平成28年12月16日（金）までに電子メールにて、別紙の「現地説明会申込書」に必要事項を記入の上、件名を「現地説明会申込み」とし、連絡先のメールアドレス宛に提出してください。

③ 対話への参加受付

- ・対話への参加を希望する場合は、平成28年12月22日（木）から平成29年1月20日（金）までの間に電子メールで、別紙の「対話参加申込書・提案の概要」に必要事項を記入の上、件名を「対話参加申込み」とし、連絡先のメールアドレス宛に提出してください。

④ 対話の実施

- ・対話の実施時期は平成29年1月下旬頃からを予定しております。なお、詳細な日程等につきましては個別に対話の参加事業者へお知らせします。

(3) 対話のポイント

- ・対話の実施にあたっては、施設に関する情報を可能な限り提供します。
- ・提案資料については、様式は問いませんが、可能な限り具体的な資料としてください。
- ・提案資料は9部作成願います。また、スクリーン及びプロジェクターは貸出可能なものとします。
- ・対話参加事業者のアイデア及びノウハウの保護のため、対話は個別に非公開で行います。
- ・対話参加に要する費用は、対話参加事業者の負担となります。
- ・対話参加事業者の名称は公表しません。
- ・対話参加できる人数は1グループ4名までとします。
- ・所要時間は1グループ60分以内を目安とします。
- ・必要に応じて複数回の対話を行うことがあります。
- ・利活用に関する公募等が行われた場合、当対話への参加実績は優位性を持つものではありません。また、対話参加への対価、結果に対する報酬等の提供はありません。
- ・対話の実施結果については、アイデア及びノウハウの保護に配慮した上で概要を公表する場合があります。

6. その他

【連絡先】

三芳町役場 財務課 管財契約担当 担当：三浦、新村
〒354-8555 埼玉県入間郡三芳町大字藤久保 1100-1
電話：049-258-0019（内線 416） F A X 049-274-1055
連絡先メールアドレス：kanzai@town.saitama-miyoshi.lg.jp